

# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 海岸の現状及び保全の方向に関する事項 1-2.海岸事業の経緯

#### 1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全事業は、昭和30年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和31年の海岸法制定後、昭和35年のチリ津波や昭和36年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の新築を行ってきた。

その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和40年代頃から突堤や離岸堤等の整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

しかし、近年では、従来からの施設整備に加え、堤防の補強や海浜へのアクセスを考慮した緩傾斜堤をはじめ、人工リーフなどにより積極的に前浜の回復を図っている。

さらに、平成9年3月に策定された「徳島県沿岸域保全利用指針」に基づき、「国土保全」・「環境保全」・「利用」の3つの視点を踏まえた事業に取り組んできた。

#### ＜徳島県沿岸域保全利用指針(平成9年3月)＞

##### 国土保全の方向

周囲を海に囲まれ、長く変化に富んだ海岸線を有する徳島県では、沿岸域の豊かで多様な自然を生かした水産・海運・観光等の利用が行われてきており、地域の生活や産業の基盤として沿岸域の果たしてきた役割は大きい。しかしながら、これら多くの社会資本を抱える沿岸域は常に津波・高潮・越波・侵食等の海岸災害の危険にさらされている。よって、環境保全・景観保全に配慮しつつ、都市機能や居住地の安全の確保のために国土の保全に努めていく必要がある。

##### 環境保全の方向

豊かな沿岸域の自然環境は、生態系の貴重な生息域としてだけでなく、人々の心に憩いと安らぎを与える存在としても重要な意義を有する。また、徳島県の土地利用形態から、沿岸域には貴重な文化財も多く分布している。これら豊かな環境の破壊は瞬時であるが、環境の回復は極めて困難である。特に景観や文化財に至っては、その復元が永久的に不可能になる場合が多い。

したがって、環境保全とは、生態系、景観、文化財及び歴史のある社会的資源を重要な資源として位置づけ、それらへの人間活動による負荷の低減を目指すことを意味する。よって、環境保全は持続的発展が可能な社会の構築に必要な不可欠な行為であるとする。

##### 利用の方向

地域の発展・活性化を考えると、各種産業の振興や生活基盤の整備が沿岸域利用の根底に据えるべき事項である。また、沿岸域に存在する豊かな自然環境は、保全・保護が求められている一方で、観光レクリエーション利用の貴重な資源であることから、自然環境の保全を前提としつつ、関係各機関が連携し、有効利用を図ることも検討していく。

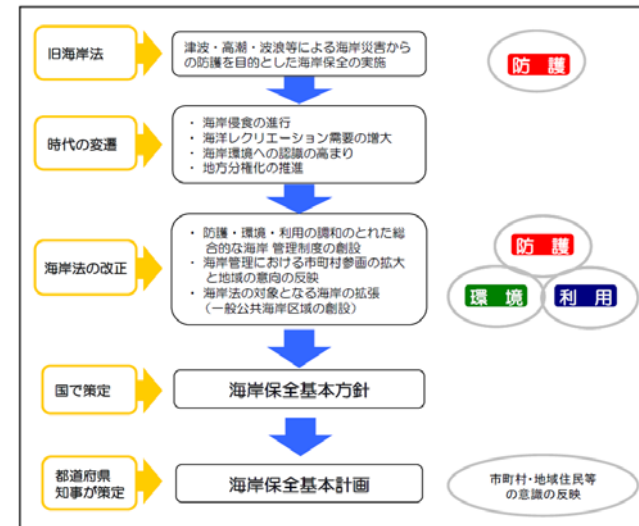
#### 1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全施設の整備は、昭和30年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和31年の海岸法制定後、昭和35年のチリ津波や昭和36年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の新築を行ってきた。

その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和40年代頃から突堤や離岸堤等の整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成11年に海岸法の一部改正が行われ、従来の「防護」目的に、「環境」と「利用」の2つが追加された。

徳島県では、平成9年3月に「徳島県沿岸域保全利用指針」を策定するとともに、平成15年12月には、「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の海岸保全基本計画を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全に努めてきた。



讃岐阿波沿岸 P217  
紀伊水道西沿岸 P16  
海部灘沿岸 P1-12

旧

讃岐阿波沿岸 P2-11  
紀伊水道西沿岸 P12  
海部灘沿岸 P1-12

新

# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

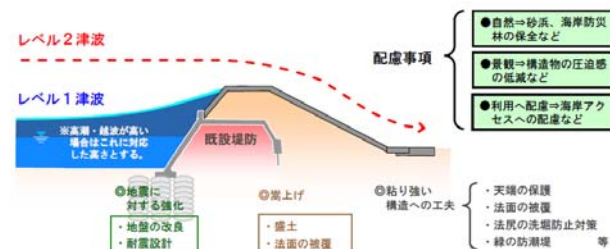
## 海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2. 海岸の防護に関する事項

#### ■コラム ～新しい津波対策の考え方～

- ・今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。
- ・海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1津波）に対して整備する。
- ・発生頻度の高い津波（設計津波：L1津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造への工夫を図る。

#### 【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】



#### 【二つのレベルの津波】

##### 最大クラスの津波（L2津波）

- 津波レベル
  - ・発生頻度は極めて低い。発生すれば甚大な被害をもたらす。
- 対策の基本的な考え方（減災）
  - ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策。
- 対策内容
  - ・率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携等）
  - ・避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路等）
  - ・津波防護施設の指定（道路嵩上げ等）

##### 比較的发生頻度の高い津波（L1津波＝設計津波）

- 津波レベル
  - ・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。
- 対策の基本的な考え方（防災）
  - ・人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。
- 対策内容
  - ・施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備等）

旧

讃岐阿波沿岸 P2-15  
 紀伊水道西沿岸 P16  
 海部灘沿岸 P1-16

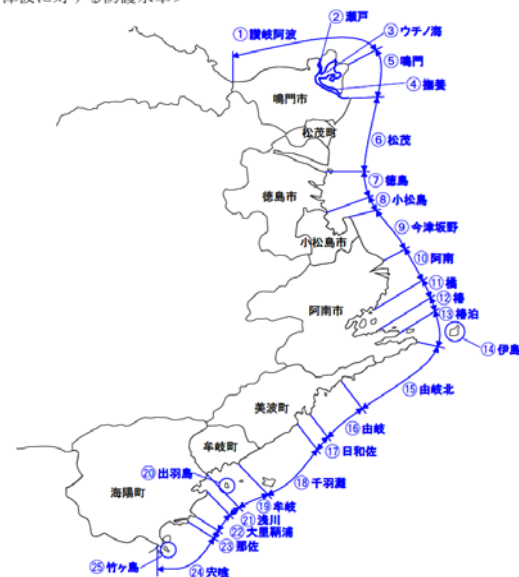
新

# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 2. 海岸の防護に関する事項

<津波に対する防護水準>



単位:m(TP)

地域海岸名	設計津波の水位 ※1	避難時間を確保するための高さ	津波>高潮のチェック ※2	現況堤防高さ ※3	最大クラスの津波高 ※4
1 讃岐阿波	2.0	1.1	高潮波	1.5~5.4	2.7
2 瀬戸	2.1	1.1	高潮波	0.8~4.3	
3 ウチノ海	2.0	1.1	高潮波	1.0~3.4	
4 撫養	2.9 (3.1)	1.0	高潮波	1.1~4.9	8.2
5 鳴門	2.9	0.9	高潮波	3.3~6.7	
6 松茂	3.8	0.9	高潮波	4.1~11.3	6
7 徳島	2.9	0.9	高潮波	3.7~6.3	6.2
8 小松島	3.6	0.9	高潮波	1.7~7.7	5.5
9 今津坂野	4.9	1.7	高潮波	3.0~7.9	5.1
10 阿南	4.1	2.8	高潮波	4.0~6.1	
11 橋	7.3 (8.5)	3.2	津波	1.9~4.6	11.9
12 樽泊	5.2	2.8	津波	2.0~3.7	
13 伊島	4.8 (7.6)	3.5	津波	2.3~8.0	
14 由岐北	2.8	2.5	高潮波	8.1~9.5	8.2
15 由岐	5.9	5.6	高潮波	3.3~8.7	20.9
16 日和佐	6.3 (7.3)	5.3	高潮波	2.1~8.1	12.3
17 千羽灘	6.0 (5.2)	4.9	高潮波	1.3~9.2	9.8
18 牟岐	4.3	4.0	高潮波	2.7~5.7	
19 大里瀬戸	5.9	4.4	高潮波	1.7~7.0	13.4
20 那佐	4.7	3.3	高潮波	4.4~7.6	
21 竹ヶ島	6.0 (5.0)	4.3	津波	1.2~7.2	10.5
22 穴喰	4.5	4.5	高潮波	1.7~10.0	8.1
23 出羽島	5.6 (4.3)	3.6	津波・高潮	1.2~5.4	
24 海陽町	10.3 (13.1)	5.7	津波	1.4~8.5	18.4
25 車岐町	8.6	4.2	津波	1.7~9.0	

※1 中央防災会議 2003 モデル(宝永地震タイプ)を対象地震。少数第2位で切り上げて設定。( )は地域海岸内に細分して設定した区間の設計津波の水位。

※2 堤防等の計画にあたっては、「高潮・波浪に必要な高さ」と「設計津波の水位」の両方を検討する必要がある。

※3 一つの地域海岸には、複数の海岸保全区域があり、海岸の利用状況や整備水準が異なるため、現況堤防高に幅がある。

※4 H24.10.31「徳島県津波浸水想定」の公表値。

出典:「徳島県設計津波の水位(平成25年3月)」

讃岐阿波沿岸 P2-16  
紀伊水道西沿岸 P17  
海部灘沿岸 P1-17

旧

新

# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-1. 整備対象海岸の選定及び優先度の考え方

#### 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

##### 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

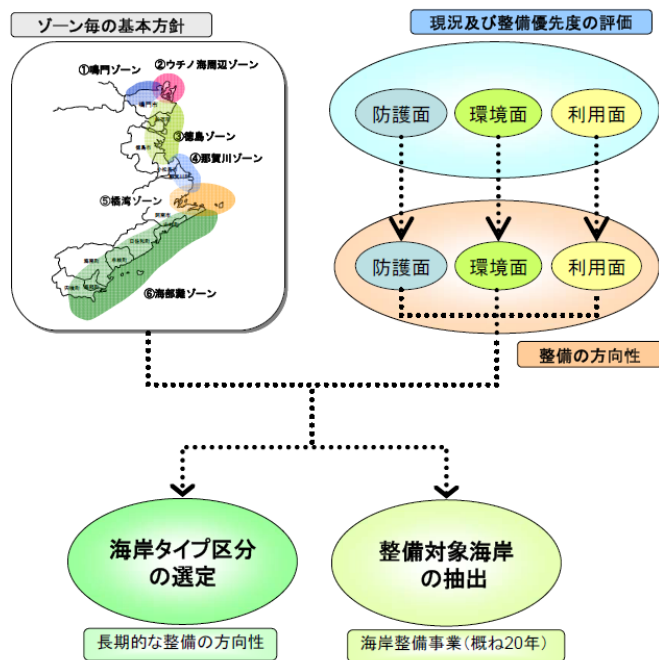
###### 1-1. 整備対象海岸の選定及び優先度の考え方

###### (1) 検討フロー

徳島県下136地区の海岸について、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価するとともに、個々の海岸が含まれるゾーンの基本方針を踏まえ、海岸の長期的な整備の方向性を検討する。

なお、「海岸タイプ」として整備の方向性を4つに区分する。

また、現況評価により海岸整備事業を行っていくべき海岸を抽出し、整備優先度の評価を行う。



検討フロー

讃岐阿波沿岸 P224  
紀伊水道西沿岸 P26  
海部灘沿岸 P1-19

旧

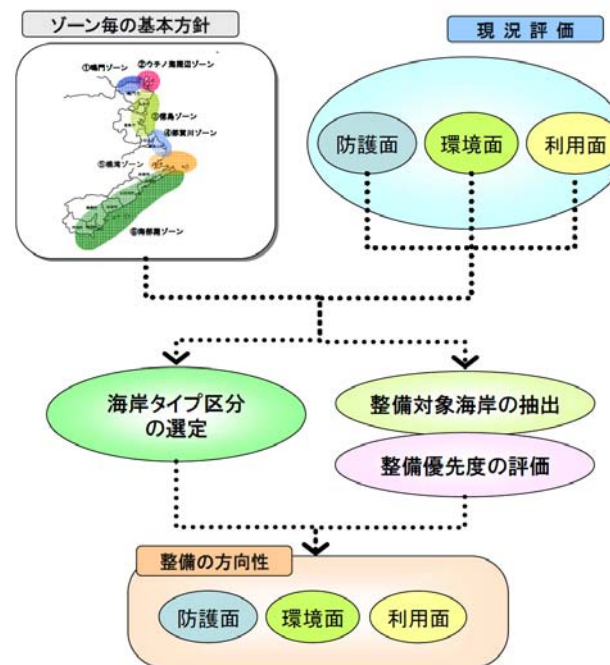
#### 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

##### 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 (整備対象海岸)

###### 1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

###### (1) 検討フロー

徳島県下136地区の海岸について、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価するとともに、個々の海岸が含まれるゾーンの基本方針を踏まえ、海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ(4つの区分)」の選定と整備対象海岸の抽出を行う。さらに、整備対象海岸の整備優先度の評価を行い海岸タイプを考慮して、具体的な整備の方向性を定める。



検討フロー

讃岐阿波沿岸 P2-20  
紀伊水道西沿岸 P22  
海部灘沿岸 P1-20

新

# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-1. 整備対象海岸の選定及び優先度の考え方

#### (2) 現況評価の考え方

##### 1) 防護面における現況評価の視点

防護面については、「①高潮対策の必要性」、「②侵食対策の必要性」、「③背後地の重要度」の3つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

##### ①高潮対策の必要性

高潮ランク	評価基準
A	・現在、越波・浸水等の被害があり、緊急に対策が必要である。
B	・越波・浸水等の可能性があり、対策の検討が必要である。
C	・既存施設で高潮対策の効果を発揮している。
D	・近年、高潮対策施設が整備済みであり、所定の防護機能を満足している。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)

##### ②侵食対策の必要性

侵食ランク	評価基準
A	・現在、侵食が進行しており、緊急に対策の必要がある。
B	・侵食の可能性があり、対策の検討が必要である。
C	・既存施設で侵食対策の効果を発揮している。
D	・近年、侵食対策施設が整備済みであり、その効果が発揮されている。
—	・侵食の恐れのない海岸である。

##### ③背後地の重要度

背後地ランク	評価基準
A	a: 市街地や工業地帯が形成されている。 b: 人口集中地区(D I D地区)である。
B	a: 集落が連担して形成されている。 b: 国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。
C	a: 集落が点在している。 b: 広大な農地が存在する。
D	a: 谷あい等に小規模な農地が存在する。 b: 山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。

※ a,bに分かれている評価基準では、いずれかに該当する場合にそのランクを適用する。

讃岐阿波沿岸 P225  
紀伊水道西沿岸 P27  
海部灘沿岸 P1-20

旧

#### (2) 現況評価の考え方

##### 1) 防護面における現況評価の視点

防護面については、「①津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④背後地の重要度」の4つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

##### ①津波対策の必要性

津波対策ランク	評価基準
A	・「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足している。
B	・「設計津波(L1津波)の水位」に対し、堤防高が不足する。
C	・「設計津波(L1津波)の水位」に対し、所定の堤防高を有する。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)

注) 堤防高は地震による沈下を考慮する。

##### ②高潮対策の必要性

高潮対策ランク	評価基準
A	・これまで越波・浸水等の被害がある。
B	・今後、越波・浸水等の可能性がある。
C	・これまで高潮対策施設を実施し、所定の防護機能を有する。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)

讃岐阿波沿岸 P2-21  
紀伊水道西沿岸 P23  
海部灘沿岸 P1-21

新

# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-1.整備対象海岸の選定及び優先度の考え方

<参考：津波に対する被害想定>

「徳島県地震防災アセスメント報告書（平成9年3月）」では、1854年における安政南海地震をモデルとした津波シミュレーションを行い、津波に対する危険度を地区単位で判定している。蒲生田岬以南の沿岸域では、海岸毎での危険度判定まではできないが、危険地域の判定は可能である。また、ソフト面を含めた総合的な対策を進める上で貴重な情報もあるため、参考データとして扱うものとする。

「徳島県地震防災アセスメント報告書（平成9年3月）」における危険度の判定基準を以下に示す。

\*津波に対する危険度

危険度ランク	評価基準
A	・津波が堤防を越え、堤防高との差が1m以上で、津波の到達時間が30分未満と想定される。
B	・津波が堤防を越え、堤防高との差が1m以上で、津波の到達時間が30分以上と想定される。
C	・津波が堤防を越え、堤防高との差が1m未満で、津波の到達時間が30分未満と想定される。
D	・津波が堤防を越え、堤防高との差が1m未満で、津波の到達時間が30分以上と想定される。
E	・津波が堤防を越えないと想定される。

出典：「徳島県地震防災アセスメント報告書（平成9年3月）」

③侵食対策の必要性

侵食対策 ランク	評価基準
A	・現在、砂浜の侵食が進行している。
B	・今後、砂浜が侵食される可能性がある。
C	・これまで侵食対策を実施し、効果が発揮されている。
—	・侵食の恐れのない海岸である。

④背後地の重要度

背後地 ランク	評価基準
A	a：市街地や工業地帯が形成されている。 b：人口集中地区（DID地区）である。
B	a：集落が連なって形成されている。 b：国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。
C	a：集落が点在している。 b：広大な農地が存在する。
D	a：谷あい等に小規模な農地が存在する。 b：山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。

※ a,bに分かれている評価基準では、いずれかに該当する場合にそのランクを適用する。

讃岐阿波沿岸 P226  
紀伊水道西沿岸 P28  
海部灘沿岸 P1-21

旧

讃岐阿波沿岸 P2-22  
紀伊水道西沿岸 P24  
海部灘沿岸 P1-22

新

# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-1.整備対象海岸の選定及び優先度の考え方

#### 2) 環境面における現況評価の視点

海岸整備にあたっての配慮内容の違い等から自然環境要素を体系的に整理し、現況評価を行う。

#### ◆自然環境要素の体系的整理◆

自然環境要素を「a:貴重な動植物等」、「b:自然環境保全上の指定地域」、「c:生物の生息地等の特異な生態系」、「d:水質等」の4つの区分にて抽出し、さらに、環境要素の保護・保全を重視する「①環境保全要素」、環境要素への十分な配慮のもとに防護面・利用面との調和を図る「②環境配慮要素」の2つに区分し、自然環境要素を体系的に再整理する。

区分	自然環境要素	環境保全上注目すべき要素	備考
① 環境保全要素	a: 貴重な動植物等	○天然記念物(国、県、市町村) ○特別天然記念物(国) ○希少野生動植物種(国内、国際)、特定植物群落 ○レッドリスト、レッドデータブック	学術上あるいは自然保護上重要な動植物
	b: 自然環境保全上の指定地域	○自然公園区域(国立、国定、県立) ＜特別保護地区、第1種特別地域、海中公園区域＞ ○名勝、日本の重要湿地500 ○防護水面、鳥獣保護区特別保護地区 ○車両乗り入れ規制	法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	c: 生物の生息地等特異な生態系	○特に保全が必要な藻場(減少傾向) ○特に保全が必要な干潟(減少傾向) ○サンゴ礁、自然海岸、ウミガメ上陸地	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、特に保護が必要な地域
② 環境配慮要素	b: 自然環境保全上の指定地域	○自然公園区域(国立、国定、県立) ＜第2種・第3種特別地域、普通地域＞ ○自然海岸保全地区 ○保安林(魚つき保安林、風致保安林) ○日本の自然景観、日本の渚100選 ○日本の白砂青松100選、日本の水浴場88選	法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への十分な配慮が必要な地域
	c: 生物の生息地等特異な生態系	○藻場 ○干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、保全への配慮が必要な地域
	d: 水質等	○水質環境基準(COD) ○水浴場の水質判定基準(COD、大腸菌、透明度)	水質汚濁や富栄養化の指標
	e: 自然環境保全上の要対策地域等	○海岸漂着物対策重点区域	海岸漂着物対策の特に必要な海岸

注)「藻場」については両方の要素としたが、各海岸毎でその重要性を判断して区分する。

#### ◆評価基準◆

評価ランク	評価基準
保全	①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。
配慮	②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図ることが必要である。
維持	①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持に努める。

注)「①環境保全要素」と「②環境配慮要素」の両方が存在する場合は、「保全」ランクとする。

讃岐阿波沿岸 P227  
紀伊水道西沿岸 P29  
海部灘沿岸 P1-22

旧

#### 2) 環境面における現況評価の視点

海岸整備にあたっての配慮内容の違い等から自然環境要素を体系的に整理し、現況評価を行う。

#### ◆自然環境要素の体系的整理◆

自然環境要素を「a:貴重な動植物等」、「b:自然環境保全上の指定地域」、「c:生物の生息地等の特異な生態系」、「d:水質等」の4つの区分にて抽出し、さらに、環境要素の保護・保全を重視する「①環境保全要素」、環境要素への十分な配慮のもとに防護面・利用面との調和を図る「②環境配慮要素」の2つに区分し、自然環境要素を体系的に再整理する。

区分	自然環境要素	環境保全上注目すべき要素	備考
① 環境保全要素	a: 貴重な動植物等	○天然記念物(国、県、市町村) ○特別天然記念物(国) ○希少野生動植物種(国内、国際)、特定植物群落 ○レッドリスト、レッドデータブック ＜現状環境への依存性の強い絶滅危惧1類＞	学術上あるいは自然保護上重要な動植物
	b: 自然環境保全上の指定地域	○自然公園区域(国立、国定、県立) ＜特別保護地区、第1種特別地域、海中公園区域＞ ○名勝、日本の重要湿地500 ○防護水面、鳥獣保護区特別保護地区 ○ウミガメ上陸地・産卵地の保護地域 ○車両乗り入れ規制 ○その他環境省等による自然環境保全上の指定地区	法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	c: 生物の生息地等特異な生態系	○特に保全が必要な藻場(減少傾向)注1 ○特に保全が必要な干潟(減少傾向) ○サンゴ礁、自然海岸	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、特に保護が必要な地域
② 環境配慮要素	b: 自然環境保全上の指定地域	○自然公園区域(国立、国定、県立) ＜第2種・第3種特別地域、普通地域＞ ○自然海岸保全地区 ○保安林(魚つき保安林、風致保安林) ○日本の自然景観、日本の渚100選 ○日本の白砂青松100選、日本の水浴場88選	法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への十分な配慮が必要な地域
	c: 生物の生息地等特異な生態系	○レッドリスト、レッドデータブック ＜現状環境への移動性が低い絶滅危惧1類、その他全ての絶滅危惧II類、準絶滅危惧＞ ○ウミガメ上陸地(確認情報) ○藻場注1 ○干潟注1	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、保全への配慮が必要な地域
	d: 水質等	○海域の水質環境基準(類型)注2	水質汚濁の指標
	e: 自然環境保全上の要対策地域等	○海岸漂着物対策重点区域	海岸漂着物対策の特に必要な海岸

注1)「藻場」については両方の要素としたが、各海岸毎でその重要性を判断して区分する。

注2) 海域の水質環境基準(生活環境の保全に関する基準)は次表のとおり。

類型	利用目的の適用性	備考
A	水産1級、水浴、自然環境及びB以下の欄に掲げるもの	水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物
C	環境保全	環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩道等を含む)において不快感を生じない程度

讃岐阿波沿岸 P2-23  
紀伊水道西沿岸 P25  
海部灘沿岸 P1-23

新

# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-1. 整備対象海岸の選定及び優先度の考え方

#### 3) 利用面における現況評価の視点

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する  
 利便施設の状況・必要性及び地域ニーズ等から、「①利用促進要素」と「②利用配慮要素」に区分  
 することにより、現況評価を行う。

なお、本計画での「海岸利用」とは、祭り、伝統行事、レジャー、スポーツ、体験活動及び学  
 習活動等の「公衆の適正な利用」を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産  
 業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの  
 配慮は必要である。

#### ◆現状の海岸利用形態◆

区分	利用上注目すべき要素	備 考
① 利用促進要素	○海水浴、海浜公園、キャンプ場 ○マリンスポーツ(サーフィン、カヤック、ダートンなど) ○祭り、伝統行事、環境学習、各種イベント など	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設な ど)を特に必要とするレクリエーション 利用がされている海岸
	○レクリエーション利用の新規導入要望 ○現状の利便施設の改善要望 など	現状利用の有無に関わらず、地域からの 利用面での整備要望が挙がっている海岸
② 利用配慮要素	○ジョギング、散歩、サイクリング ○水遊び など	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設な ど)はあまり必要としないレクリエーシ ョン利用がされている海岸
	○漁港 ○港湾 など	「公衆の適正な利用」の対象外であるが、 産業活動の利用がされている海岸

#### ◆評価基準◆

評価ランク	評 価 基 準
促 進	①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もし くは機能改良を行う。
配 慮	②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ 支障を及ぼさないなどの配慮が必要である。
維 持	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない 海岸であり、現状の維持に努める。

讃岐阿波沿岸 P228  
 紀伊水道西沿岸 P30  
 海部灘沿岸 P1-23

旧

#### ◆評価基準◆

評価ランク	評 価 基 準
保 全	①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。
配 慮	②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図 ることが必要である。
維 持	①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持 に努める。

注)「①環境保全要素」と「②環境配慮要素」の両方が存在する場合は、「保全」ランクとする。

#### 3) 利用面における現況評価の視点

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する  
 利便施設の状況・必要性及び地域ニーズ等から、「①利用促進要素」と「②利用配慮要素」に区分  
 することにより、現況評価を行う。

なお、本計画での「海岸利用」とは、祭り、伝統行事、レジャー、スポーツ、体験活動及び学  
 習活動等の「公衆の適正な利用」を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産  
 業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの  
 配慮は必要である。

#### ◆現状の海岸利用形態◆

区分	利用上注目すべき要素	備 考
① 利用促進要素	○海水浴、海浜公園、キャンプ場 ○マリンスポーツ(サーフィン、カヤック、ダートンなど) ○祭り、伝統行事、環境学習、各種イベント など	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設な ど)を特に必要とするレクリエーション 利用がされている海岸
	○レクリエーション利用の新規導入要望 ○現状の利便施設の改善要望 など	現状利用の有無に関わらず、地域からの 利用面での整備要望が挙がっている海岸
② 利用配慮要素	○ジョギング、散歩、サイクリング ○水遊び など	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設な ど)はあまり必要としないレクリエーシ ョン利用がされている海岸
	○漁港 ○港湾 など	「公衆の適正な利用」の対象外であるが、 産業活動の利用がされている海岸

#### ◆評価基準◆

評価ランク	評 価 基 準
促 進	①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もし くは機能改良を行う。
配 慮	②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ 支障を及ぼさないなどの配慮が必要である。
維 持	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない 海岸であり、現状の維持に努める。

讃岐阿波沿岸 P2-24  
 紀伊水道西沿岸 P26  
 海部灘沿岸 P1-24

新



# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-1. 整備対象海岸の選定及び優先度の考え方

#### (3) 総合的な視点からの海岸タイプ

防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するに当たっての配慮事項と整備の方向性を示す指標として以下の4タイプに区分する。

#### 防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ

タイプ	評価の考え方
防護に加え 環境重視	貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、特に自然環境の保護・保全に配慮する。 
防護に加え 環境調和	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動及び漁業等の産業活用の利用が共存している地域であり、環境面と利用面の調和に配慮する。 
防護に加え 利用促進	特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、環境面に配慮しつつ海岸利用の促進を図る。 
防護重視	利用・環境面については現状の維持に努め、防護面の強化を図る。 

讃岐阿波沿岸 P229  
紀伊水道西沿岸 P31  
海部灘沿岸 P1-24

旧

#### (3) 総合的な視点からの海岸タイプ

防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するに当たっての配慮事項と整備の方向性を示す指標として以下の4タイプに区分する。

#### 防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ

タイプ	評価の考え方
環境重視	貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、特に自然環境の保護・保全に配慮する。 
環境調和	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動及び漁業等の産業活用の利用が共存している地域であり、環境面と利用面の調和に配慮する。 
利用促進	特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、環境面に配慮しつつ海岸利用の促進を図る。 
防護重視	利用・環境面については現状の維持に努め、防護面の強化を図る。 

讃岐阿波沿岸 P2-25  
紀伊水道西沿岸 P27  
海部灘沿岸 P1-25

新

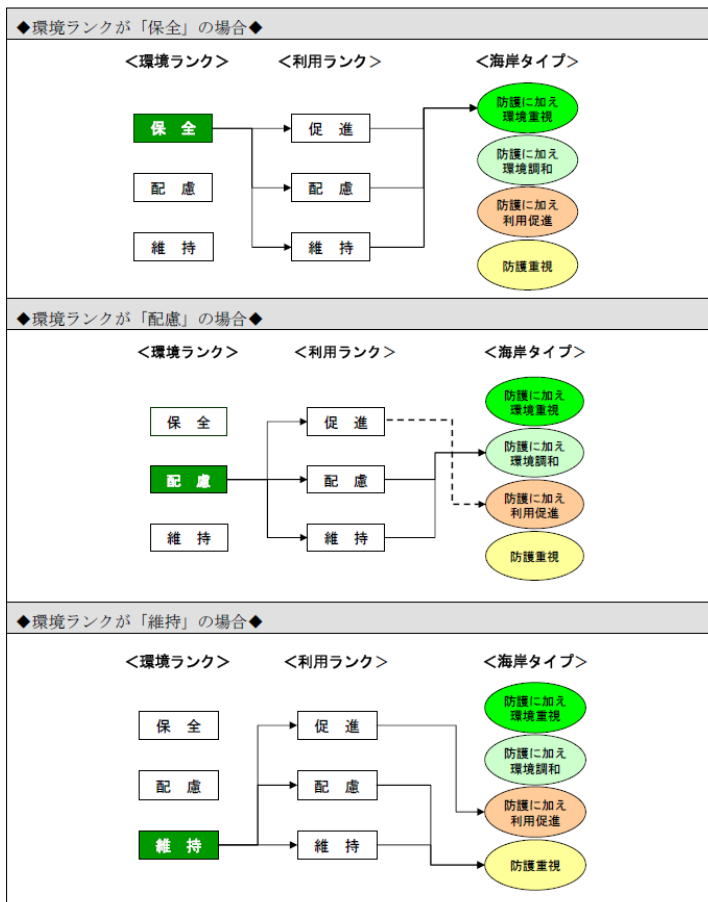
# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-1. 整備対象海岸の選定及び優先度の考え方

「海岸タイプ」の区分は、防護・環境・利用の調和の取れた海岸整備を行うための配慮事項と整備の方向性を示すものであり、詳細な整備内容の検討に当たっては、地域住民や地元自治体の意見も参考にしながら事業計画を進めていく。

なお、「海岸タイプ」の決定根拠は、特に生態系については原則として既存の文献調査結果を参考とするが、最終的には海岸背後地の自然環境や開発状況、保全施設の整備状況なども考慮しながら、海岸環境を総合的に捉えて判断する。また、今後行われる各種調査や海岸事業の実施に伴う事前調査などの結果から、現在の「海岸タイプ」を必要に応じて見直す。

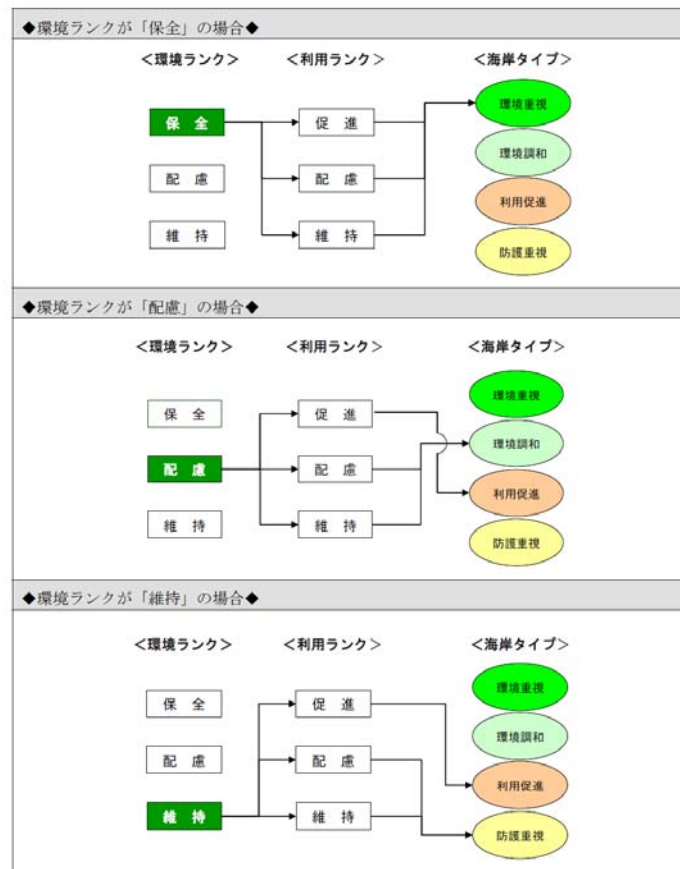


讃岐阿波沿岸 P230  
紀伊水道西沿岸 P32  
海部灘沿岸 P1-25

旧

「海岸タイプ」の区分は、防護・環境・利用の調和の取れた海岸整備を行うための配慮事項と整備の方向性を示すものであり、詳細な整備内容の検討に当たっては、地域住民や地元自治体の意見も参考にしながら事業計画を進めていく。

なお、「海岸タイプ」の決定根拠は、特に生態系については原則として既存の文献調査結果を参考とするが、最終的には海岸背後地の自然環境や開発状況、保全施設の整備状況なども考慮しながら、海岸環境を総合的に捉えて判断する。また、今後行われる各種調査や海岸事業の実施に伴う事前調査などの結果から、現在の「海岸タイプ」を必要に応じて見直す。



讃岐阿波沿岸 P2-26  
紀伊水道西沿岸 P28  
海部灘沿岸 P1-26

新

# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 1. 海岸保全施設をしようとする区域 1-1. 整備対象海岸の選定及び優先度の考え方

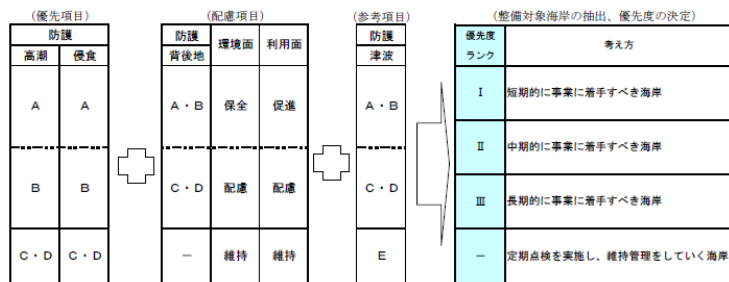
#### (4) 整備対象海岸の抽出、優先度の決定の考え方

○海岸整備事業としては、主に、高潮（津波）対策、侵食対策、環境整備及び局部改良の4事業があり、これらの事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから、手を加えない海岸や維持補修等に対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外としている。

○海岸整備事業により整備する海岸を抽出するにあたっては、防護面における緊急度・重要度（国土保全）を優先項目とし、防護面における現況評価にて整理した「高潮対策の必要性」・「侵食対策の必要性」により判断する。なお、地震防災アセスメントによる「津波に対する危険度」も参考項目とする。

○現況評価にて整理した防護面での「背後地の重要度」、「環境面からの評価」及び「利用面からの評価」についても、整備対象海岸の抽出・優先度の決定に際しての配慮項目として十分留意し、防護・環境・利用面の総合的な視点から判断する。

○「整備対象海岸」は、今後概ね20年以内に着手する事業として抽出し、優先項目と配慮項目の総合的な判断から以下に示す優先度ランク（短期・中期・長期）に区分するが、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行う。



#### (4) 整備対象海岸の抽出、整備優先度の決定の考え方

○海岸事業<sup>3</sup>を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから、手を加えない海岸や維持補修等に対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

※海岸事業

略称	事業名
高潮	高潮対策事業
侵食	侵食対策事業
耐震	海岸耐震対策緊急事業
老朽化	海岸堤防等老朽化対策緊急事業
海岸環境	海岸環境整備事業
津波・高潮	津波・高潮危機管理対策緊急事業

○整備対象海岸については、防護面における緊急度・重要度（国土保全）を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の重要度」から整備の優先度を3段階に区分する。

○整備対象海岸のうち、対象期間内（今後20年から30年間）に着手する海岸は、優先度ランクIとする。

なお、事業中の海岸について早期完成を図るとともに、残る海岸については、優先順位を検討の上、順次、早期に事業着手できるよう取り組む。



※優先度ランク区分の考え方

I	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がA、B
II	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、高潮、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目がA～C
-	上記以外

讃岐阿波沿岸 P231  
紀伊水道西沿岸 P33  
海部灘沿岸 P1-26

旧

讃岐阿波沿岸 P2-27  
紀伊水道西沿岸 P29  
海部灘沿岸 P1-27

新

# 海岸保全基本計画新旧対照(共通箇所)

## 海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項 2. 海岸保全施設の概要及び受益の地域等

#### 2. 海岸保全施設の概要及び受益の地域等

抽出した整備対象海岸毎に「ゾーンの基本方針」及び「海岸の長期的な整備の方向性(海岸タイプ)」に基づいて整備計画を立案した。

なお、本整備計画は、今後、事業を実施していく上で行う詳細検討(調査・計画・設計)に対し、整備の方向性を示すものである。具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細検討段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していく。

また、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて内容の見直しを行う。

次頁以降に、整備対象海岸毎の整備計画を示す。

#### 2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要

各海岸における整備の方向性と計画の概要を次頁以降に示す。

具体的な施設の規模・構造・工法や環境・利用面の配慮事項等については、次の事項に留意し、詳細な検討を行い、地元市町や関係機関等との協議・調整を経て決定する。

##### 【留意事項】

- 海岸タイプが「環境重視」の海岸や貴重な動植物が存在する可能性のある海岸については、環境アドバイザー制度などを活用するとともに、関係機関・団体等と連携を図り、今後の環境調査の進展に伴う最新の情報に基づき、生態系の保全・回復のための検討を行う。
- 松林や砂浜などの地域を代表する景勝地においては、地元市町や関係部局と連携し、自然景観の保全・回復、眺望の確保等に努める。
- 海岸保全施設の設計に際しては、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」(平成23年11月)を参考とするとともに、新たな知見に基づく工法の検討に加え、生態系の保全や水産資源の育成などの視点を考慮する。

今後、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、高潮、波浪、地震、津波等の災害により、海岸保全施設の被災や著しい海岸侵食等が発生した場合には、速やかに海岸保全機能の回復を図ることとする。

さらに施設の原形復旧だけでは再度災害が発生することが予測される場合には、整備対象海岸や優先度に関わらず必要な施設整備を緊急に実施する。

讃岐阿波沿岸 P234  
紀伊水道西沿岸 P37  
海部灘沿岸 P1-29

旧

讃岐阿波沿岸 P2-31  
紀伊水道西沿岸 P34  
海部灘沿岸 P1-31

新